

令和5年 天草市農業委員会第2回総会議事録

令和5年2月24日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 本田 実 君 | 2番 | 山下 和弘 君 |
| 3番 | 金棒 康二 君 | 4番 | 淀川 洋一 君 |
| 5番 | 猪原 真滋 君 | 6番 | 中村 三千人 君 |
| 7番 | 野中 幸廣 君 | 8番 | 平岡 敬則 君 |
| 9番 | 川口 明 君 | 10番 | 富崎 ますみ 君 |
| 11番 | 黒川 紀世子 君 | 12番 | 端田 睦子 君 |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

13番 山並 彰一郎 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 上原 和之 | 係長 | 松本 馨 |
| 書記 | 井上 拓海 | 書記 | 浦川 優也 |
| 書記 | 濱 朋也 | | |

4、議事日程

開 会

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 日程第1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議第6号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議第7号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議第8号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議第9号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 日程第6 | 議第10号 | 空き家に付属した農地の指定について |
| 日程第7 | 議第11号 | 非農地証明書交付申請について |
| 日程第8 | 議第12号 | 農地法改正に伴う下限面積の廃止について |
| 日程第9 | 議第13号 | 空き家に付属した農地の別段面積基準の廃止について |
| 日程第10 | 議第14号 | 令和5年度天草市農業労働賃金標準額について |
| 日程第11 | | 報告事項について |

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第2回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。梅の花が見頃の季節になってきました。有明の一部の地域では早期稲の作付けが始まろうとしています。そんな大変お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。コロナウイルスやインフルエンザウイルスについては、大分落ち着いてきておりますが、引き続き十分注意していただきながら、農業委員会活動に励んでいただきたいと思います。それと同時に活動に対してお礼を申し上げます。それと天草市では現在、タブレットを使っておりますが、実は天草地区が総会でのタブレット導入が一番進んでいるようでございます。その件で2月21日と22日に開催された、令和4年度の熊本県農地利用最適化推進ブロック研修会で、20分ほど時間をいただきまして、発表をしました。天草市からも5名ほど来ていただいて、天草の現状について、若干あがりながらも説明をさせていただきました。これについては、どうしても電子化を図っていかなければ、これから先ついていけなくなりますので、私たち農業委員にまずは来年度の5月からタブレットが配布予定ですので、勉強をしていきながら慣れていきたいと思っております。最適化推進委員につきましては、その後に配られる予定です。ただし、このタブレットを配布する際には様々な制約があります。例えば、タブレットの中には皆さんの個人情報が入っております。万が一紛失したとなると大変なことになってしまいます。そこまで考えて、事務局の担当者と局長を中心に取扱いについて協議を進めております。できれば私たちが利用しやすく、安全な中身にして欲しいという要望を出しておりますので、ご協力をよろしくをお願いします。本日は3条が6件、4条が1件、5条が4件、利用権設定が34件、空き家に付属した農地が1件、非農地が2件、合計48件の議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら、進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、13番山並彰一郎委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、2番山下委員、3番金棒委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議

題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田3,383㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡芥北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。2枚目です。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。2月21日に松下推進委員さんと現地の確認に行きました。田はきちんと管理されており、上の方では麦も作っておられました。何も問題ないと思われまので、よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。本渡町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町の田725㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。本日、山下推進委員と現地確認を致しました。実はこの田は最近まで私が借りて作っていました。相続をするために利用権設定を外して、それから相続の手続きをしなくてはならなかったようで、その手続きを終えて申請をあげていただきました。何ら問題ないと思ひます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 3番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田226㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。山田推進委員と現場へ行って来ました。今まで借りて作っておられたものをこのたび売買によって所有権を移転されるということで、買われる方はミカン農家でございます。非常に頑張っておられる方で、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 4番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑3,114㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。これについては、光崎推進委員と一緒に見に行きました。この農地は、〇〇〇〇が譲受人です。今までは農地を借りて作っておられましたが、譲渡人から買って欲しいと要望があったため、申請をこちらにあげてられました。非常によく管理され、頑張っておられる方です。なんら問題ないと思いますので、ご審議の方よろし

くお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田733㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。2月21日、地元の田口推進委員と現地確認をして参りました。事務局の説明のとおり、しっかり手入れがされており、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。本渡町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1,868㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。小林最適化推進委員と現地の確認を行いました。小林委員から、譲受人がどのような営農をしているかの説明があり、何ら問題ないとの声をいただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 7 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑 41 m²を車庫に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、車庫 1 棟として利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。2 月 23 日に田中最適化推進委員と現地の確認を行いました。始末書が出ており、私も随分前から建っていたと認識しています。見るからに以前から駐車場として利用されていた状況でございます。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、佐伊津町の田と畑403㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、転回スペース、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（端田睦子君） 12番端田です。2月21日に堤内推進委員さんと確認に行きました。隣には新しく家が建っており、日当たりも良さそうな場所で、なんら問題ないと思って見て来ました。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑103㎡を売買により取得し、通路及び側溝へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、隣接地を資材置場として利用するために通路及び側溝が必要なため、資材置場、通路、側溝として整備し利用する計画で

す。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに一部転用済みのため譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。こちらも堤内推進委員と確認に行きました。見に行ったときに譲受人がおられて、隣の広い山の方を拓くときに、道沿いに長い農地があるのを知らずに先に工事をしてしまい、道に土や泥が流れるのでそこに側溝を掘りたいとのことでした。始末書も出ていますので、問題ないと思いました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人で、楠浦町の田と畑535㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、来客用駐車場2台、転回スペース、庭として整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、雑種地の状態のため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員さんと現地確認に行ってきた。航空写真や現地の写真の赤線で示してあるところについて、段差がそばにあるんですが、そちらも含めてでしょうか。「ここは上の方もだろう」と浦上委員さんとも確認したんですけども、境が引いていなかったの、はっきりとはわかりませんでした。

○事務局（上原和之君） 分かりにくいのですが、途中からです。途中から入って、少し上の方に段差がありまして、その部分までです。

○10 番（富崎ますみ君） 段差の上の方だけですか。

○事務局（上原和之君） 申請は上の方だけです。

○10 番（富崎ますみ君） 分かりました。ここはおそらくずっと前から雑種地の状態で、耕作もしていない場所です。所有者は遠方に住んでおられ、これから先も耕作をされる予定もないため、ここが宅地になるのは仕方ないだろうと思う場所でした。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 5 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は東浜町の法人で、今釜町の畑 696 m²を売買により取得し、宅地分譲をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地 4 区画、道路として整備し利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、一部駐車場に転用されていたため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。2 月 23 日に山下推進委員と現地確認に行ってきた。ちょうど現地に行ったときに地主の方がおられて、いろいろな話を聞いたんですけども、何ら問題ないと思います。それと、申請地の中に挟まれた住宅があるんですけども、そこかなり老朽化して、屋内に木が生えているそうです。今回、解体をされるということなので、危険な場所が無くなっていいことだと思いました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 9 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の 6 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 26 件、再設定が 8 件、合計 34 件で、筆数 55 筆、総面積が 84,799 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 7 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 10 号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 23 ページをご覧ください。空き家に付属した農地指定申請書件数は有明地域が 1 件。筆数は全体で 1 筆となっております。スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約 〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。空き家に付属した農地の別段面積取扱基準につきましては、資料③の 8 ページから 10 ページをご覧ください。ければと思います。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。2 月 23 日に山下委員と一緒に現地確認しました。面積的にも適切な大きさだと思いますので、なんら問題ないのかなと思って見て来ました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は空き家に付属した農地に指定することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第11号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が1件、河浦地域が1件の計2件です。筆数は全体5筆、面積は5,463㎡となっております。資料③の11ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の24ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から5番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真になります。こちらも全部で2枚あります。2枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番から5番について意見及び質疑はございませんか。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。ここは何年か前まで、夫婦でミカンを栽培されておりました。去年亡くなられたご主人が、体調を崩されたときからこのような状態になっているようです。非農地ではありますが、山林とはいえないかなと思いました。以上です。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 12 号、農地法改正に伴う下限面積の廃止についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 議第 12 号の「農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の廃止について」を説明します。まず、農地法による別段面積につきましては、経営規模の小さな農家では営農を続けていくことが成り立たないとして、農地取得をする場合の下限面積を定めてあり、法律上は農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により、本来 50 アールが下限となっておりますが、同第 5 号及び法施行規則第 17 条の規定により、10 アールを限度として、それぞれの農業委員会にて別段面積を定めることができるようになっております。本市においては、この規定に基づきまして、平成 21 年 12 月 25 日付け天草市農業委員会告示第 14 号で別段面積を 40 アールと定めており、農地を取得する場合は、この条件を満たさなければならないとなっております。この別段面積については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第 5 条の規定により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定められている法律上の規定が令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止されることから、市農業委員会にて独自で定めた別段面積について廃止するものでございます。これによりまして、今後は農地法第 3 条で農地を取得しようとする場合、従事日数等の要件は以前のまま変更はございませんが、面積要件は撤廃されることとなります。詳細につきましては、別紙の「農地法第 3 条の下限面積の撤廃について」をご覧ください。このたび、下限面積が撤廃されることにつきまして、詳細をピンポイントに押さえた資料を作成させていただきました。上の方から行きますと、これからの地域農業のあり方に影響する内容が盛り込まれた、農業基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。その施行にあたって、多様な就農を後押しするために、農地法の下限面積要件が廃止されます。次に改正のポイントですけれども、農業従事者の減少や耕作放棄地が非常に増えており、それを解消するために効率的な農業の経営を支援するための農地法が一部改正されております。その中で今回は、下限面積のそれぞれ設定されている要件が撤廃されるということとなっております。ただし、面積要件は廃止されますが、その他の要件、下の方の欄にありますけれども、全部効率利用要件、常時従事要件、地域との調和要件などの要件につきましては、これまで通り継続となります。要件の一つの常時従事要件ですが、「年間の農作業日数が 150 日以上なければならない」という要件も、そのまま継続することとなっております。150 日未満であっても農作業を行う必要がある限り、農作業に従事していれば認められるなど特例はありますけれども、その他の基準はそのまま、面積要件のみが廃止されることとなります。今回、議第 12 号によりまして、下限面積を撤廃することを提案させてい

たきます。以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（本田実君） 農地法が改正されて、新しく来年度の4月から取り組んでいくわけですが、さまざまな問題につきましては、天草郡市で統一した形の中で、事務局同士が話し合いながら、これから先、様々な案件については考えていきたいということが、この前の話し合いで決まっておりますので、4月以降の受付についても事務局は大変難しくなると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。それではこの件につきまして、皆さんからご意見及びご質問ありませんか。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。ただいま、会長から説明をしていただきました件について、面積要件については分かりました。就農の日数が150日以上ということであれば、農家以外の方は、農地を取得できないのではないのでしょうか。

○事務局（松本馨君） 今回下限面積の撤廃によって、農業者以外でも農地を取得することが可能となっております。つまり、家庭菜園のような農地の取得も可能ということになりました。年間通じて、家庭菜園で農業150日以上という要件がありますけれども、その農地で農業をするべきときに従事するのであれば取得も可能ということになっております。以上です。

○6番（中村三千人君） 取得が可能というのは、家庭菜園であっても自己判断で、書類を申請してもいいということですか。

○事務局（松本馨君） その通りです。

○6番（中村三千人君） わかりました。

○議長（本田実君） 今までは農業者が、40アール以上なければ許可できないという制限があったんですけども、4月からは下限面積がなくなるためその制限がなくなる訳です。非常に判断が難しいところが出てきますので、天草郡市で話し合いをして、一つの方向性として、基準を考えていったらどうだろうかというような話し合いをしておりますけれども、いろいろ農業者以外でもこの文章をみれば、多様な就農を後押しと書いてあるんですが、先ほど松本係長が言われたように家庭菜園でもいいですけども、問題は、就農する人たちが後押ししていくためにはこういう撤廃が必要だろうという言われ方しかしてありませんので、ここが非常に難しいところです。例えば家を建てたいが雑種地として買うと高いから、農地で買えば安く買えるから買おうとするなどの問題も予想されますので、これから先勉強をしながら、事務局や皆さんとまた、天草郡市全体で考えながら決めていかなければならないなという考えはこの前の話し合いの中でした。その辺は十分皆さんの頭の片隅に置いていただいて、気になる場所がありましたら、事務局と協議をお願いしたいと考えております。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。会長の話で、天草郡市の中で話合ったということなんですけども、熊本市の方では下限面積の撤廃という話は出てきているんでしょうか。

○議長（本田実君） 天草郡市内だけで下限面積を撤廃するのではなく、全国一律で撤廃されます。

○7番（野中幸廣君） わかりました。

○議長（本田実君） 農地法という法律で、施行が令和5年4月1日からということになりますので、面積要件のみが撤廃ということになりますけども、農業委員会としては非常に難しい判断をしなければいけません。それについては、やはり天草が一つの形で進めていく必要があります。そうするとやはり一番大変なのが事務局の受付と思います。それらで問題がある場合は追加で書類を取ったり、いろいろなことが出てくる可能性があると思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農地法改正に伴う下限面積の廃止については原案のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、議第13号、空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 議第13号の「天草市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について」を説明します。

本市におきましては、令和2年3月30日付け天草市農業委員会告示第4号にて空き家に付属した農地の別段面積を1アールと定め、空き家付き農地を取得する際にこの条件を満たさなければならないこととなっております。先ほど議第12号でご説明致しましたとおり、農地法による下限面積の撤廃によりまして、農地法第3条第2項第5号に定めてある法律上の規定が令和5年3月31日をもって廃止されることから、本市独自で定めた空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の別段面積1アールについても併せて廃止するものでございます。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんのご意見や質問はありませんか。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。12号と同じく13号を同じ時期に撤廃するのは、とて

もいいことだと私は思いました。以上です。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止については原案のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 10、議第 14 号、令和 5 年度天草市農業労働賃金標準額についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 議第 14 号、令和 5 年度天草市農業労働賃金標準額（案）についてご説明致します。表の構成は、左から作業種目、作業内容、単位、標準額を提示しています。また、備考欄には前年度と比較しての増減額を表示しております。なお、この一覧表を作成するに当たり、参考資料として資料 1 から資料 3 を 2 ページ以降にお付けしております。まず、資料 1 をご覧いただきますと、県の最低賃金ですが、令和 3 年度の 821 円から令和 4 年度が 853 円ということで 3.90%アップしております。また、その下の令和 4 年改定表に産業別の最低賃金を提示しています。次に資料 2 でございますが、天草地区における 2 市 1 町の労働賃金標準額の比較表を示しております。本市及び上天草市、苓北町ともに熊本県の最低賃金の上昇に伴い、最下段の一般農作業賃金について、増額となっております。次に資料 3 ですが、これは天草市内の 9 つの集落営農法人で適用している作業の受託表ということで提示しています。令和 3 年度に 5 法人、今年度 4 法人に調査を実施し、これら各法人の平均を計算し、天草地区の農業委員会連絡協議会において調整を図っております。今回変更しましたのは、あらぐれを 100 円増とし、水田跡の平耕起と畑耕起を 200 円増、畦ぬりを 20 円増、一般農作業を 800 円増額としております。特に、一般農作業については、前年 6,600 円から 7,400 円と大幅にしておりますが、これにつきましては、毎年最低賃金の改定が 10 月頃に行われますので、改定後の賃金が一般作業の賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないように気を付けていただくよう記載しております。以上、農業労働賃金標準額についてご説明しましたが、ご審議方よろしく願います。

○議長（本田実君） この賃金については、差については多少ありますが、あくまでも基準ということで、実際の賃金については、話し合いの中で決めていただきたいと思います。ただし、最低賃金だけは、下回らないように注意していただきたいため、こちらに掲載しております。

○議長（本田実君） ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんのご意見や質問はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、令和5年度天草市農業労働賃金標準額については原案のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第11、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の25ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は2件。どちらも田を畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届はありませんでした。第5条の許可不要転用届は3件。全て無線基地局として利用したいというものでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

閉 会 15時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 山下和弘

署名委員 金 椿 康二